

## 財務諸表に対する注記（法人全体）

1. 継続事業の前提に関する注記 該当なし
2. 重要な会計方針
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
  - (2) 固定資産の減価償却の方法
    - ①建物、構築物、車輛運搬具、器具及び備品  
平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。
    - ②ソフトウェア  
定額法によっている。
  - (3) 引当金の計上基準
    - ①賞与引当金  
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
    - ②退職給付引当金  
一般財団法人静岡県民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。
  - (4) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
  - (5) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。
3. 重要な会計方針の変更  
当年度から新たな社会福祉法人会計基準を適用している。
4. 法人で採用する退職給付制度  
当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。
  - (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度  
独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
  - (2) 民間退職共済制度  
一般財団法人静岡県民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。
5. 法人が作成する財務諸表と拠点区分、サービス区分  
当法人が作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
  - (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
  - (2) 拠点区分別の内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

(3) 拠点区分の財務諸表 (第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容 (すべて社会福祉事業)

- ア 法人本部 拠点
- イ 支援センターわかぎ建築特別会計 拠点
- ウ 浜松北児童会計 拠点
  - ・三方原スクエア児童部 (児童入所)
  - ・三方原スクエア児童部 (短期入所)
- エ 浜松北会計 拠点
  - ・三方原スクエア成人部 (施設入所)
  - ・三方原スクエア成人部 (生活介護)
  - ・温心寮 (グループホーム)
  - ・小羊デイケアホーム (生活介護)
  - ・ぱるしあ (放課後等デイサービス)
- オ 浜松中会計 拠点
  - ・ぱびるす (児童発達支援)
  - ・ぱびるす (放課後等デイサービス)
  - ・アグネス (相談支援)
- カ 浜松南会計 拠点
  - ・マルカート (生活介護)
  - ・ドルチェ (放課後等デイサービス)
  - ・第2ドルチェ (放課後等デイサービス)
  - ・アグネスみなみ (障害児相談)
  - ・アグネスみなみ (一般相談)
  - ・アグネスみなみ (特定相談)
- キ 浜北会計 拠点
  - ・支援センターわかぎ (施設入所支援)
  - ・支援センターわかぎ (生活介護)
  - ・支援センターわかぎ (短期入所)
  - ・ひまわり (グループホーム)
  - ・オリーブの樹 (生活介護)
  - ・オリーブの樹 (就労継続B)
  - ・わかかな (放課後等デイサービス)
- ク 静岡会計 拠点
  - ・つばさ静岡 (医療型児童入所・療養介護)
  - ・つばさ静岡 (短期入所)
  - ・わたぐも (生活介護)
  - ・たんぼぼ (児童発達支援)
  - ・たんぼぼ (放課後等デイサービス)
  - ・アグネス静岡 (相談支援)

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。 (単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	1,141,359,347	0	0	1,141,359,347
建物	2,000,898,629	3,077,810	161,026,334	1,842,950,105

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し  
浜北拠点

建物建替えにより国庫補助金等特別積立金 26,498,936 円を取り崩している。

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。また担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) (単位：円)

借入先	拠点区分	借入金残高	用途	担保資産種類	担保資産金額
独立行政法人 福祉医療機構	浜松北 (児童)	47,088,000	建築取得	基本財産土地 建物	105,605,642
	浜松北	109,852,000	建築取得		575,667,272
	浜北	229,596,000	建築取得	基本財産土地 建物	17,026,453 710,550,565
	静岡県	静岡	180,000,000	建築取得	基本財産土地 建物
672,006,000			土地取得	1,063,039,139	

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、原価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	原価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	2,983,266,343	1,089,049,967	1,842,950,105
建物(その他)	953,254,533	59,363,692	888,151,669
構築物	120,172,230	16,923,622	98,812,981
車両運搬具	84,909,896	67,502,776	17,407,116
器具・備品	196,768,531	160,782,607	35,240,003
機械・装置	21,433,222	2,679,152	18,754,070
無形固定資産	3,301,050	2,078,168	1,222,882
合計	4,363,105,805	1,398,379,984	2,902,538,826

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
 債権額、徴収不能引当金の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	336,515,905	0	336,515,905
未収金	379,786	0	379,786
合 計	336,895,691	0	336,895,691

11. 満期保有目的債権の内訳並びに帳簿価額、時価、評価損益 該当なし
12. 関連当事者との取引の内容 該当なし
13. 重要な偶発債務 該当なし
14. 重要な後発事象 該当なし
15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項  
 新会計基準へ移行したことに伴い、国庫補助金等特別積立金の定義と計算方法が変更された。そのため、過年度国庫補助金等特別積立金積立額として163,134,775円の特別損失を計上している。